

令和 7年 4月 21日

保 護 者 様

地震発生時の市内小中学校の対応について

鎌ヶ谷市教育委員会
鎌ヶ谷市立第三中学校
校 長 関根 延年

さて、東日本大震災から14年が経ちました。さらに昨年1月1日は能登半島地震がありました。児童生徒の安全確保の重要性は、ますます高くなっております。これまでも本市では、児童生徒の安全確保に努めてまいりましたが、今後も安全確保を図るために、地震発生時の対応につきましては、下記の要領でおこなってまいります。保護者の皆様におかれましても、一層の御協力を宜しくお願いいたします。

記

1 地震発生時の基本対応

地震発生 → 状況判断（学校職員）→ 第一次避難（大きな揺れがおさまるまで）
→ 第二次避難（大きな揺れがおさまった後）

2 具体的な対応

（1）就業時間の場合

①就業時間中に **震度4** の地震が発生した場合

・授業等は、原則平常通り。校舎内、校庭の安全点検を行います。放課後の活動を中止する場合があります。

②就業時間内に **震度5弱以上** の地震が発生した場合

震度5弱5強の場合

- ・教員が学区の被災状況を確認し、学区・地域が安全であることを確認します。
- ・安全確認後、市教委と中学校区ごとに協議をした後に生徒は、集団下校を行います。
 - ※ 教員が主な通学路で安全指導を行います。
 - ※ 保護者が不在等で不安な生徒は、学校に待機します。
 - ※ 生徒の様子や状況等は、通信が可能な場合には、スクリレ、学校HPでお知らせいたします。

震度6以上の場合

- ・学校待機とします。（大原則）
 - ※ 教員が、学区の被災状況を確認します。
 - ※ 学校が避難場所となる可能性があります。
 - ※ 生徒の様子や状況等は、通信が可能な場合には、スクリレ、学校HP等でお知らせいたします。

③その他

- ・児童生徒を帰宅させるときには、防災行政無線を配信が可能な場合、流れます。
- ・ふれあい談話室の児童生徒は、談話室職員が上記同様に対応します。
- ・通信の状況によりますが、できる限り「学校HP、連絡メール」などで、児童生徒の状況をお伝えする予定です。できない場合もあることをご了承ください。

(2) 登下校中の場合

【登下校中に **震度5弱以上** の地震が発生した場合】

- ◎学校にいる児童生徒はそのまま待機します。(1) ②と同様の対応を行います。
- ◎帰宅・登校途中の児童生徒は、学校へ登校あるいは自宅へ戻ります。

※自宅近くにいた場合に帰宅するか登校するかの判断は、
保護者と児童生徒が事前に話し合いをし、決めておいてください。

※地震の大きさは、登下校中の児童生徒にはわかりません。地震発生時は本人の判断となります。児童生徒には、「恐怖を覚え、物につかまりたいと思うような地震」というような表現で伝えています。

※保護者が不在で不安な場合は、学校へ来るようにさせて下さい。

(3) 就業時間外の場合

【就業時間外で **震度5弱以上** の地震が発生した場合】

ア 下校後から登校前までに発生した場合

- ①児童生徒は指示があるまで自宅待機とします。
- ②教育委員会が全小中学校と協議し、登校させてよいか休校にするかを決定します。
その際、防災行政無線配信が可能な場合、登校あるいは休校をお伝えします。
※登校させて良いと決定した場合でも、実際の登校については安全を最優先していただくよう、保護者の皆様のご判断にお任せします。
- ③「学校HP、スクリレ」などでもお伝えできる場合は、活用します。

イ 休日・休業中に発生した場合

- ①各学校は被害状況を確認し、教育委員会と連絡をとります。
- ②地震発生翌日に登校させてよいか休校するかは、教育委員会と協議し決定いたします。
その際、防災行政放送配信が可能な場合、保護者の皆様にお伝えします。
- ③「学校HP、スクリレ」などでもお伝えできる場合は活用します。

(4) その他

- ① 地震発生の影響が予想される場合は、生徒が安全に登校することを最優先にし、保護者の判断により欠席や遅刻する場合も欠席遅刻の扱いにはしません。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合には、登下校、下校時刻や方法などの対応について、スクリレ、学校のホームページなどでお知らせします。スクリレに御登録されていない方は、御登録をお願いします。